

すべての項目を、必ず委任者が直筆で記入してください。

※鉛筆や消せるボールペンでは記入しないでください。

## 委任状

私は、次の者を代理人と定め、下記事項について所定の権限を委任します。

代理人（窓口に来る人）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

【委任事項】（該当する項目に必ずチェックをつけてください）

住民票の取得に関する事

戸籍の取得に関する事

住民票の異動（転入・転居・転出）に関する事  
（異動に伴う国保、後期、年金、介護の手続きを含む）

その他（ \_\_\_\_\_ に関する事 ）

※具体的な委任事項を必ずご記入ください

住民票の場合は、本籍地や続柄の記載などの有無を、戸籍の場合は、本籍・筆頭者の氏名を、また、必要通数について、あらかじめ代理人へお伝えください。  
※マイナンバーや住民票コードの記載が必要な場合、本人の住所宛に郵送いたします。

粕屋町長様

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日（記入日）

委任者（頼む人）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
( 自 署 )

生年月日 \_\_\_\_ 大・昭・平・令 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

電話番号 \_\_\_\_\_

### [注意事項]

- 1 代理人の本人確認書類(現住所が記載されているマイナンバーカード、運転免許証等、現在有効な公的機関が発行している顔写真付きの身分証明書。お持ちでない方は資格確認書、年金手帳等の複数点)をお持ちください。
- 2 窓口で記入したものは、受付致しません。
- 3 委任状を偽造して証明書を取得した場合には、私文書偽造等の罰則が科せられます。

※ 私文書偽造等罪(刑法第159条)・・・3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金  
偽造私文書等行使罪(刑法第161条)・・・3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金